

居宅介護支援事業所 三条大宮 重要事項説明書

< 2024年4月1日現在 >

1 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 LCJ
代表者名	石坂 美峰
所在地・連絡先	(所在地) 京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町332番地 (電話) 075-823-4477 (FAX) 075-823-4411

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 三条大宮
所在地・連絡先	(所在地) 京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町332番地 (電話) 075-823-4566 (FAX) 075-823-4411
事業所番号	2670301163
管理者の氏名	石坂美峰

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1人	1人			
介護支援専門員	2人以上	2人以上			相談業務・給付管理等

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	中京区 上京区
------------	---------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月曜日～金曜日 24時間連絡体制	8:30～17:30 但し、緊急の場合は時間外でも相談業務を行います。 携帯電話(090-1405-8412)により 常時連絡可能な体制を取っています。

営業しない日	土日 祝日 12月30日～1月3日
--------	-------------------

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

提供する居宅介護支援について

- ・ 指定居宅介護支援の提供に際し、利用者の希望に基づき、居宅サービス計画を作成します。利用者は、複数の指定居宅サービスの中から希望するサービスを選択できます。
- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ その他 相談業務

4 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

- ・ 当事業所の地域区分は5級地です。（単価：10.7円）

区分	取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	11620円/月	15097円/月
II	45件以上60件未満	5820円/月	7532円/月
III	60件以上	3488円/月	4515円/月

※ II と III について：45 件以上の部分について算定

ICT 活用又は、事務職員の配置の場合

区分	取扱件数	要介護1・2	要介護3・4・5
i	50件未満	11620円/月	15097円/月
ii	50件以上60件未満	5585円/月	7308円/月
iii	60件以上	3381円/月	4387円/月

※ ii について：45 件以上の部分について算定

- ・ 加算項目

初回加算	300 単位	3210 円/1 月
入院時情報連携加算 I	250 単位	2675 円/1 月

入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位	2140 円/1 月
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450 単位	4815 円/1 月
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600 単位	6420 円/1 月
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600 単位	6420 円/1 月
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750 単位	8025 円/1 月
退院・退所加算 (Ⅲ)	900 単位	9630 円/1 月
緊急時等居宅カンファレンス加算 1 月 2 回 限度に 200 単位		2140 円/1 回
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	4280 円/1 月
通院時情報連携加算	50 単位	535 円/1 月
特定事業所加算 (Ⅰ)	519 単位	5553 円/1 月
特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位	4504 円/1 月
特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位	3456 円/1 月
特定事業所加算 (A)	114 単位	1219 円/1 月
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1337 円/1 月

(2) 利用料等のお支払い方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、27 日までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、27 日にお引き落しいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 <振込先口座> 京都信用金庫 朱雀支店 普通預金口座（口座番号 3004869） 口座名義（株）L C J 代表取締役 石坂美峰
口座引き落とし	御指定いただいた、口座から引き落としいたします。
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護または要支援状態にある方の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、自立した生活が送れるよう居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。また、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介などの便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

利用者が、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてそ

の有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう配慮して、生活全般にわたる援助を行います。サービス提供にあたっては、利用者の立場に立ち、特定のサービス事業所に偏ることがないように、公正中立に努めます。指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合、及び各サービス事業所ごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明行います。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 石坂 美峰 ご利用時間 月曜日～金曜日8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-823-4566）
当法人相談窓口	窓口責任者 石坂 美峰 ご利用時間 月曜日～金曜日8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-823-4477）
京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日8：30～17：00 電話番号：075-812-2544
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間：月曜日～金曜日8：30～17：00 電話番号 075-441-2872
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日9：00～17：00 電話番号：075-354-9050

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏 名（続柄）	
	住 所	
	電 話 番 号	

8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について事業者はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9（相談・苦情・ハラスメントへの対応）

利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

10（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後 6 月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年 1 回
- (3) 権利擁護に関する研修年 1 回
- (4) 認知症ケアに関する研修年 1 回
- (5) 介護予防に関する研修年 1 回
- (6) 感染症に関する研修年 1 回

事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

（事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業者 住 所 京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町 332 番地
事業者（法人）名 株式会社 LCJ
事業所名 居宅介護支援事業所 三条大宮
（事業所番号）2670301163
代表者名 石坂 美峰

説明者 職名 介護支援専門員
氏名 石坂 美峰 印

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所
氏名 印

（署名・法定）代理人 住 所
氏名 印
（利用者との関係： ）